

○地方税法の施行に関する取扱いについて

令和7年6月3日

税第1106号

総務局長

地方税法に基づく道府県税の課税に係る関係法令の解釈等の留意事項については、総務部長通達「地方税法の施行に関する取扱いについて（平成10.4.1 税第79号）」により運用してきたところですが、当該通達については、国の通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成22.4.1 総税都第16号）」と重複する部分が多いことから、事務の合理化の観点より、これを廃止し、新たに別紙のとおり定めることとしましたので、通知します。

別紙

地方税法の施行に関する取扱いについて

第1章 一般的事項

第1節 適用関係

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく県税の課税に係る関係法令の解釈等については、この通達（以下「県通達」という。）に定めるもののほか、国の通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22.4.1 総税都第16号。以下「国通知」という。）を適用する。

県通達と国通知の項目番号対照表は、別表のとおりとする。

第2節 納税の猶予に伴う担保等

- 2 納付又は納入の委託

納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号。以下「規則」という。）第8条に定める有価証券を提供してその証券の取立てと、その取り立てた金額による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができるものであること。

（注） 「神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号。以下「規則」という。）第8条に定める有価証券」は、国通知では「地方団体の長が定める有価証券」とされている。

- (1) 徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けた場合におけるその猶予に係る地方団体の徴収

金

(2) 納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金

(3) 滞納に係る地方団体の徴収金（(1)に掲げるものを除く。）で、その納付又は納入につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金の徴収上有利と認められるもの

なお、上記(1)の徴収金について納付又は納入の委託があったときは、その証券は徴収の猶予又は換価の猶予が認められた場合に徴される担保とみなすことができるものであること。（法16の2）

第3節 雑則

3 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定により、当該理由がやんだ日から2月を限度として、地域及び期日を指定して知事が職権によって、又は申請に基づいて、これらの期限を延長することができるものであること。

（注） 「神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）

第7条の規定」は、国通知では「条例で定めるところ」とされている。

なお、審査請求に関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①、条例7）

4 郵送等に係る書類の提出時期の特例

地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うものであること。（法20の5の3）

なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合等の取扱いについては、「郵送等により期限内に納付又は納入の手続きがとられた県税の取扱いについて（昭和38.4.138税第178号）」の通達によるものであること。

(注) 「郵送等により期限内に納付又は納入の手続きがとられた県税の取扱いについて(昭和38.4.1 38税第178号)」は、県独自の規定であり、国通知では、税金が郵送等によって納付又は納入された場合の取扱いが具体的に記載されている。

第2章 県民税

第1節 個人の県民税

第1 県による徴収

- 1 県が行う滞納処分の詳細な取扱いについては、「個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱について(平成16.1.30 税第442号)」の通達によること。

(注) 県独自の規定であり、国通知には規定なし。

第2節 利子等に係る県民税

第2 特別徴収

- 2 利子割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、利子等の支払い又はその取扱いをする金融機関等で道府県内に利子等の支払いの事務又は利子等の支払いの取扱いの事務を行う営業所等を有するものを、条例第16条の2により特別徴収義務者として指定しているが、この場合において、利子割の特別徴収義務者は、金融機関等である法人であって個々の営業所等ではないので、実際に特別徴収税額の納入日の事務を行う営業所等はどこであっても差し支えないものであること。

(注) 「条例第16条の2により」は、国通知では「条例により」とされている。

第3節 特定配当等に係る県民税

第3 特別徴収

- 3 配当割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払いをする者(当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合において、その支払いを取り扱う者があるときは、その者。以下この項において同じ。)を、条例第16条の5により特別徴収義務者として指定しているが、この場合において、特別徴収義務者は特定配当等の支払いをする者である法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

(注) 「条例第16条の5により」は、国通知では「当該都道府県の条例により」とされている。

4 納入申告書の提出及び特別徴収税額の納入は、神奈川県指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）でも行うことができることとし、この場合には、納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書並びに特別徴収税額計算書を取扱金融機関に提出すること。

（注） 「神奈川県指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）」は、国通知では「道府県の指定金融機関等公金収納機関」とされている。

特別徴収税額の納入があった取扱金融機関は、納入済通知書に領収日付印を押したうえ、納入申告書及び納入済通知書を指定金融機関を通じて県に送付すること。この場合においては、納入済通知書の領収日付印の日をもって納入申告書が受け付けられたものとみなし、当該日付が提出期限内であれば、不申告加算金は課さないこと。

第4節 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

第4 特別徴収

5 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、選択口座が開設されている金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払いをするものを、条例第16条の6により特別徴収義務者として指定しているが、この場合において、特別徴収義務者は選択口座が開設されている金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払いをするものである法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

（注） 「条例第16条の6により」は、国通知では「当該道府県の条例により」とされている。

6 納入申告書の提出及び特別徴収税額の納入は、取扱金融機関でも行うことができることとし、この場合には、納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書並びに特別徴収税額計算書を取扱金融機関に提出すること。

（注） 「取扱金融機関」は、国通知では「道府県の指定金融機関等公金収納機関」とされている。

特別徴収税額の納入があった取扱金融機関は、納入済通知書に領収日付印を押したうえ、納入申告書及び納入済通知書を指定金融機関を通じて県に送付すること。この場合においては、納入済通知書の領収日付印の日をもって納入申告書が受け付けられたものとみなし、当該日付が提出期限内であれば、不申告加算金は課さないこと。

第3章 事業税

第1節 通則

第1 課税客体及び非課税の範囲

1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

- (1) 金銭貸付業とは、通常一定の店舗その他の営業場を設けて金銭の貸付を継続して営む者をいうのであって、親戚、小作人、縁故者等に対してたまたま金銭を貸し付けた事実によって、直ちに金銭貸付業を行う者とはいえないものであること。（法72の2⑧Ⅱ）
- (2) 物品貸付業とは、対価の取得を目的として物品を貸し付ける事業をいうものであるが、この場合において、物品とは、動植物その他通常物品とイワないものを含むものであるから、乗馬、船舶等の貸付業もこれに含まれるものであること。（法72の2⑧Ⅲ）
- (3) 不動産貸付業とは、継続して、対価の取得を目的として、不動産の貸付け（地上権又は永小作権の設定によるものを含む。）を行う事業をいうものであること。

なお、不動産貸付業に該当するかどうかの認定に当たっては、所得税の取扱いを参考とするとともに当該不動産の規模、賃貸料収入の状況、当該不動産の管理の状況等を総合的に勘案して行うべきものであるが、特に次の諸点に留意すること。（法72の2⑧Ⅳ）

ア アパート、貸間等の1戸建住宅以外の住宅の貸付けを行っている場合においては居住の用に供するために独立的に区画された一の部分（以下「室」という。）の数が、1戸建住宅の貸付けを行っている場合においては住宅の棟数が、それぞれ10以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

イ 住宅用土地の貸付けを行っている場合においては、貸付契約件数（1の契約において2画地以上の土地を貸付けている場合はそれぞれを1件とする。）が10件以上又は貸付総面積が2千平方メートル以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

ウ 住宅以外の建物の貸付けを行っている場合において、貸与することができる室数

が10（独立家屋にあつては、5棟）以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

（注） 県独自の規定であり、国通知には規定なし。

エ 住宅用土地以外の土地の貸付けを行っている場合において、貸付契約件数が10件以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

（注） 県独自の規定であり、国通知には規定なし。

オ 1戸建住宅、1戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付けを併せて行っている場合において、当該貸付不動産のうち一の種類の不動産について認定すべき基準以上のものがあるときを除き、当該貸付不動産の室数、棟数又は貸付契約件数の合計が10以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

（注） 県独自の規定であり、国通知では「1戸建住宅とこれ以外の住宅の貸付け又は住宅と住宅用土地の貸付けを併せて行っている場合等については、ア又はイとの均衡を考慮して取り扱うことが適当であること。」とされている。

カ 建物の貸付けを行っている場合において、当該貸付建物の室数又は棟数がア、ウ及びオの不動産貸付業と認定すべき基準未満であっても、当該貸付面積が600平方メートルを超え、かつ、貸付けに係る賃貸料（消費税及び地方消費税相当額並びに一時に受ける権利金、更新料、礼金等を除く。）のうち個人に帰属する収入金額が年1,200万円を超えるときは、不動産貸付業と認定すべきものであること。

（注） 県独自の規定であり、国通知には規定なし。

キ 不動産の貸付けと物品販売業等他の事業を併せて行っている場合においては、当該不動産の貸付けについて、課税対象となる不動産貸付業かどうかの認定を行うものであること。

（注） 県独自の規定であり、国通知には規定なし。

(4) 塩田を中心とする個人が行うかん水製造業又は塩田業は、個人が行う農業又は林業との均衡を考慮し、事業税を課さないものとするのが適当であること。ただし、かん水から塩を作るせんごうの部分は、製造業として課税するものであること。（法72の2⑧V）

(5) 電気通信事業（放送事業を含む。）とは、対価の取得を目的として、他人の需要に応ずるために、有線、無線その他の電磁的方法により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けるための電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、又は電気通信設

備を他人の通信の用に供する事業をいうものであること。(法72の2⑧Ⅷ)

- (6) 駐車場業とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいうものであること。

なお、建築物である駐車場を除き、駐車台数が10台以上である場合には、駐車場業と認定すべきものであること。(法72の2⑧ⅩⅢ)

- (7) 請負業とは、その事業が通常請負契約によって行われるものをいうものであること。

なお、大工、左官、とび職等が請負業に該当するかどうかの認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。(法72の2⑧ⅩⅣ)

- (8) 畜産業とは、家畜又は家畜の繁殖、育成及び畜産物の生産を目的とした事業をいうのであること。ただし、畜産中、農業に付随して行われるものは、非課税の取扱いとされているのであるが、この場合において、「農業に付随して行うもの」とは、家畜又は家畜の飼育が農業に有機的に結合して一体としての経営単位をなし、かつ、畜産収入が農業収入の一部にすぎない程度のものをいうものであること。したがって、農耕用等の使用にあてている家畜又は家畜を飼育するものは、畜産に該当しないものであること。(法72の2⑨Ⅰ)

- (9) 水産業とは、海洋、河川、湖沼等により魚、貝又は海藻類の捕獲採取、養殖及びこれらのものの加工をなす事業をいうものであるが、特にその為の施設を設けずに行う収穫魚類の乾燥、塩蔵等の原始加工を行う部門をも含むものであること。(法72の2⑨Ⅱ)

- (10) 第2種事業で主として自家労力を用いて行うものが第2種事業の課税客体から除外することとされているのは、第2種事業の原始産業たる性格にかんがみ、特に零細なものにまで課税の範囲を広げることは不相当であると認められたことによるものであること。したがって、その認定に当たっては、その趣旨に添うように十分に留意するとともに、特に次の諸点に注意すること。(法72の2⑨)

ア 自家労力による稼働日数の判定は具体的には極めて困難であるが、その事業形態、収支金額、支出経費の分析等の方法により客観的に判定するように努めること。

イ 農繁期、盛漁期等に応援の目的をもってなされる近隣の手伝程度のもものは雇用労力とみなすべきものではないので、これを事業を行う者の自家労力以外の労力の計算から除外すること。

ウ 共同事業を行う場合にあつては、当該事業の共同の態様、資本の有無、設備の規模等のいかににかかわらず、当該事業者個人ごとに自家労力の判定をするものであること。

(11) 個人の行う農業はすべて非課税の取扱いを受けるのであるが、農家が副業として畳表製造、藁工品製造等を行っている場合にあつては、当該副業が主として自家労力によって行われ、かつ、その収入が農業収入の総額の2分の1を超えない程度のものであるときは、非課税の取扱いをすることが適当であること。(法72の2⑨Ⅲ)

(12) 薪炭製造業には、自己所有の原木を伐採して自ら薪炭を製造販売する場合のみでなく、他から原木を仕入れて薪炭を製造販売するものを含むものであること。(地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)) 12)

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。(法72の2⑩Ⅲ)

ア 薬剤師が薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局をいう。以下(13)において同じ。)において調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項又は第2項に規定する毒薬又は劇薬

(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号に規定する第一類医薬品

(ウ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第3条に規定する薬局製造販売医薬品

(エ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品

(14) 両眼の視力を喪失した者又は万国式視力表により測定した両眼の視力(屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。)が、0.06以下である者の行うあん摩、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を行うものに対しては、事業税を課税しないのであるが、この場合において、矯正視力とは、近視、遠視等屈折異常のある者については、その者に適応した眼鏡を使用して矯正した場合の視力をいうものであること。(法72の2⑩V、令13)

(15) コンサルタント業には、具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調

査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか、美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当するものであること。（法72の2⑩X VのⅢ）

- (16) デザイン業とは、継続して、対価の取得を目的として、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行う事業をいうものであり、ここでいうデザインには芸術活動により創作される作品は含まれないので、十分留意する必要があること。

なお、デザインには、具体的には、工業デザイン、クラフトデザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、ディスプレイ、服飾デザイン及び庭園等のデザインが該当するものであること。（法72の2⑩X VIのⅢ）

- (17) 諸芸師匠業とは、茶、生花、舞踊、音楽、和洋裁、角力、柔道、語学、囲碁、将棋等を対価を得て教授する事業をいうものであるが、事業所等と認められるものを有しない程度の小規模なものについては、課税しないことが適当であること。

なお、法人である各種学校の行う事業のうち収益事業以外の事業の所得について事業税が課されないものであるのにかんがみ、個人が行う各種学校については、これとの均衡上その行う事業のうち、法人事業税において収益事業とされるもの以外の事業については課税しないことが適当であること。（法72の2⑩X VII）

（注） 後段の規定は、国通知では「なお、法人でない各種学校については、法人たる各種学校が収益事業以外の事業の所得について課税されないものであるのにかんがみ、その収益事業以外の事業の所得に対しては、課税しないことが適当であること。（法72の2⑩X VII）」とされている。

- (18) 公衆浴場業のうち特殊なものとして政令で定められているものは、具体的には「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）」に基づく知事の価格の指定において、通常の公衆浴場入浴料金の額によらない公衆浴場を経営する事業をいうものであること。（法72の2⑩X X）

- (19) 印刷製版業とは、具体的には、原画を亜鉛板、石板等に描写する印刷版画業、地図、札等の精密な描写を必要とするものを銅板に描写する銅板彫刻業、写真板の補筆修正業、木版工芸業、印刷用板の版下の整図を作成する版下整図業及び印刷版用の筆耕を行う実用書道業がこれに該当するものであること。（令14VI）

第2節 法人の事業税

第2 課税標準の算定

1 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

- 2 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については、「事業税における国外所得等の取扱いについて（平成16.7.28 税第147号）」の通達によるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

（注） 「事業税における国外所得等の取扱いについて（平成16.7.28 税第147号）」は、国通知では「事業税における国外所得等の取扱いについて（平成16.4.1 総税都第16号）」とされている。

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、国通知第3章4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の20・20の2の24・20の2の25・21の9・23）

第3 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

- 3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものを行い、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて（昭和37.5.31 37税第358号）」の通達によること。（法72の48④）

（注） 「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて（昭和37.5.31 37税第358号）」は、国通知では「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて（昭和37.5.4 自治丙府発第39号）」とされている。

第3節 個人の事業税

第4 課税標準の算定

4 個人の直接事業の用に供する資産で令第35条の3の8に規定するものを譲渡したため生じた損失の金額については、事業税の申告をしている場合に限り、その損失の金額を所得の計算上控除することができるのであるが、その取扱いについては、「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて（昭和37.4.16 37税第298号）」の通達によるほか、次の諸点に留意すること。（法72の49の12^⑬、令35の3の8）

（注） 「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて（昭和37.4.16 37税第298号）」は、国通知では「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて（昭和37.4.7 自治丙府発第31号）」とされている。

(1) 譲渡損失の控除対象となる資産は、令第35条の3の8に規定する固定資産、牛馬、果樹等で事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものに限り認められるものであること。したがって、土地、家屋及び構築物並びに商品、原材料、製品、半製品及び仕掛品の棚卸資産は含まれないものであること。

(2) 事業の廃止に伴い、その事業の廃止の日以後において令第35条の3の8に規定する資産を譲渡したことによって生じた損失の金額についても、その事業の廃止の日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたときは、譲渡損失の控除の適用があるものであること。

5 事業専従者控除の取扱いについては、「個人の住民税及び事業税における青色事業専従者及び事業専従者に関する取扱いについて（昭和44.7.16 税第177号）」の通達によるものであること。（法72の49の12^②～④）

（注） 「個人の住民税及び事業税における青色事業専従者及び事業専従者に関する取扱いについて（昭和44.7.16 税第177号）」は、国通知では「個人の住民税及び事業税における青色事業専従者及び事業専従者に関する取扱いについて（昭和44.6.27 自治府第65号）」とされている。

6 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については、「事業税における国外所得等の取扱いについて（平成16.7.28 税第147号）」の通達によるものであること。（法72の49の13、令35の3の10）

(注) 「事業税における国外所得等の取扱いについて(平成16.7.28 税第147号)」は、国通知では「事業税における国外所得等の取扱いについて(平成16.4.1 総税都第16号)」とされている。

第5 申告

- 7 事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号の確定申告書(死亡以外の理由により事業を廃止した個人が提出した確定申告書を除く。)を提出した場合又は県民税につき法第45条の2第1項の申告書(事業を廃止した個人が提出した申告書を除く。)を提出した場合には、当該確定申告書又は申告書の提出前に事業税の申告をしたときを除き、当該確定申告書又は申告書が提出された日に事業税の申告がなされたものとみなし、当該確定申告書又は申告書に記載された事項のうち事業税の申告に必要な事項に相当するものは、法第72条の55第1項から第3項までの規定により申告されたものとみなすものであること。(法72の55の2)

なお、この場合における国と地方公共団体との税務運営上の協力については、「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税および個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について(昭和42.1.19 41税第690号)」の通達により行うものであること。

(注) 「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税および個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について(昭和42.1.19 41税第690号)」は、国通知では「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税および個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について(昭和41.12.2 自治市第71号)」とされている。

第4章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税標準等

1 課税免除

- (1) 次に掲げる軽油の引取りに対しては、法第144条の14第4項の規定による道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされていることに留意すること。(法144の5)

ア 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りが本邦からの輸出に該当するものをいい、特約業者又は元売業者か

ら引き取られた軽油が流通した後に輸出されたものはこれに該当しないものであり、「輸出」とは、関税法（昭和29年法律第61号）第2条に規定する輸出と同義であること（同法第67条の輸出の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）。

なお、外国船籍の船舶の当該船舶の船用品として使用するものについても輸出として取り扱っても差し支えないものであること。

イ 軽油引取税を課された軽油に係る引取り

- (2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和9年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、「軽油引取税の課税免除について（昭和36.8.10 36税第591号）」の通達により了知されたいこと。（法144の6・附則12の2の7、令43の6・令附則10の2の2）

(注) 「軽油引取税の課税免除について（昭和36.8.10 36税第591号）」は、国通知では「軽油引取税の課税免除について（平成21.4.1 総税都第20号）」とされている。

第2 徴収猶予等

2 軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における措置

- (1) 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取りが行われた後において販売契約の解除によって軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合における措置については、次の諸点に留意するものであること。（法144の31①・②・③）

ア 軽油引取税額の全部又は一部が既に納入されているときは、知事は、その納入に係る軽油引取税額のうち、その返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を特別徴収義務者の申請があった日から起算して10日を経過した日に納入があったものとみなして還付するものであること。

イ 軽油引取税額がまだ納入されていない場合においては申請書を提出する際（アの場合においては還付申請書（規則第109号様式）を提出する際）に、それぞれ軽油の返還があったこと及び返還された軽油の数量を証するに足りる書類（例えば、戻入伝票、契約解除の一件書類）を併せて提出しなければならないものであること。

(注) 「還付申請書（規則第109号様式）」は、国通知では「還付申請書」とされている。

(2) 免税軽油使用者が免税証の交付を受けた後、当該免税証の交付申請書に記載された免税機械等について、免税軽油以外の軽油の引取りを行い当該軽油を当該免税用途に供した場合において、特別徴収義務者の申請により軽油引取税について納入の免除又は還付の措置が認められたのは、免税軽油使用者が緊急やむを得ないこと等により、事前に免税証の交付を申請する暇がない場合において、免税軽油以外の軽油の引取りを行い、当該軽油を免税用途に供したときは、その事実及び数量が証明される限り、当該軽油の引取りに対する軽油引取税を負担させるべきではないとの趣旨に出ずるものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すべきものであること。（法144の31④・⑤）

ア 軽油引取税の免除については、事前に免税軽油使用者に免税証の交付を申請させ、その申請に基づいて適当と認められる数量の軽油の引取りを行うために必要な免税証を交付し、免税軽油使用者は、交付を受けた免税証によって、免税軽油の引取りを行う建前をとっているのであるから、本措置によって免除又は還付をするのは例外的に認められるものであること。

イ 免税軽油使用者が免税証の交付を受けた後において、免税証に記載された軽油の数量を超えて軽油を免税用途に供する必要がある場合においても、免除又は還付の措置によらず、できるだけ、免税証の追加交付の申請をさせるよう指導するものであること。

ウ 免除又は還付の措置は、特別徴収義務者の申請により行うものであるが、この場合においては、規則第108号様式の申請書を提出するものとされているものであること。（令43の17）

（注） 「規則第108号様式の申請書を提出」は、国通知では「免税証を交付した道府県知事の承認書を提出」とされている。

第2節 その他

3 その他

合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者が行う軽油の引取りについては、特定の場合において免税の措置がとられているものであること。（地方税法の一部を改正する法律（昭和31年法律第81号）附則18）

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第3条の規定は、日本国における国

際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号）第3条の規定によって国際連合の軍隊等に対して準用されるから注意されたいこと。免税の手續等については、アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手續に関する省令（昭和31年総理府令第47号）、また「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律等の実施について（昭和27.5.27 27税第765号）」及び「アメリカ合衆国軍隊等が特約業者又は元売業者以外の者から引取りを行う一定の軽油に係る軽油引取税の取扱いについて（平成26.6.26 課税第56号）」の通達を参照されたいものであること。

（注） 「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律等の実施について（昭和27.5.27 27税第765号）及びアメリカ合衆国軍隊等が特約業者又は元売業者以外の者から引取りを行う一定の軽油に係る軽油引取税の取扱いについて（平成26.6.26 課税第56号）」は、国通知では「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律等の実施についての通達（昭和27年地財委税第586号）及びアメリカ合衆国軍隊等が特約業者又は元売業者以外の者から引取りを行う一定の軽油に係る軽油引取税の取扱いについて（平成26.3.28 総税都第11号）」とされている。

第5章 自動車税

第1節 種別割

第1 税率等

- 1 法第177条の7第1項第3号に規定する「一般乗合用バス」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供するバスをいい、一般に路線バスと呼ばれるものがこれに該当するものであること。

なお、定期観光バス及び廃止路線代替バスと呼ばれているものもこれに含まれるものであること。（条例56）

（注） 「条例56」は、国通知では「法177の7①Ⅲ」とされている。

- 2 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、条例第56条の規定にかかわらず、条例附則第21条第1項及び第2項の規

定を適用すること。（法177の7①、法附則12の4①、条例56、条例附則21①・②）

（注） 「条例第56条の規定にかかわらず、条例附則第21条第1項及び第2項の規定を適用」は、国通知では「法第177条の7第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用」とされている。

附 則

（施行期日）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

（旧通達の廃止）

- 2 地方税法の施行に関する取扱いについて（平成10.4.1 税第79号）の通達は、廃止する。

（資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについての通達の一部改正）

- 3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて（昭和37.5.31 税第358号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（地方団体の徴収金の端数計算についての通達の一部改正）

- 4 地方団体の徴収金の端数計算について（昭和38.10.1 税第628号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（自動車税（軽自動車税）の環境性能割に係る自動車の取得価額等の取扱いについての通達の一部改正）

- 5 自動車税（軽自動車税）の環境性能割に係る自動車の取得価額等の取扱いについて（昭和43.7.12 税第204号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（神奈川県県税取扱要領についての通達の一部改正）

- 6 神奈川県県税取扱要領について（昭和45.12.15 45税第255号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（不動産貸付業及び駐車場業に係る個人事業税の課税の取扱いについての通達の一部改正）

7 不動産貸付業及び駐車場業に係る個人事業税の課税の取扱いについて（昭和57.3.25 税第477号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（神奈川県内の税務における通達等の公表基準の制定についての通達の一部改正）

8 神奈川県内の税務における通達等の公表基準の制定について（平成15.4.1 税第11号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（産業集積の促進に係る県税の不均一課税の取扱いについて）

9 産業集積の促進に係る県税の不均一課税の取扱いについて（平成17.3.31 税第455号）の通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(別表)

項目番号対照表	
県通達	国通知
第1章 一般的事項	第1章 一般的事項
第1節 適用関係	(規定なし)
1	(規定なし)
第2節 納税の猶予に伴う担保等	第9節 納税の猶予に伴う担保等
2 納付又は納入の委託	41 納付又は納入の委託
1号～3号	1号～3号
第3節 雑則	第13節 雑則
3 災害等による期限の延長	55 災害等による期限の延長
4 郵送等に係る書類の提出時期の特例	56 郵送等に係る書類の提出時期の特例
第2章 県民税	第2章 道府県民税
第1節 個人の県民税	第2節 個人の道府県民税
第1 県による徴収	第8 道府県による徴収
1	(規定なし)
第2節 利子等に係る県民税	第4節 利子等に係る道府県民税
第2 特別徴収	第18 特別徴収
2	69
第3節 特定配当等に係る県民税	第5節 特定配当等に係る道府県民税

第3 特別徴収	第20 特別徴収
3	73
4	75
第4節 特定株式等譲渡所得金額に係る県 民税	第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道 府県民税
第4 特別徴収	第23 特別徴収
5	81
6	83
第3章 事業税	第3章 事業税
第1節 通則	第1節 通則
第1 課税客体及び非課税の範囲	第2 課税客体及び非課税の範囲
1	2の1
1号及び2号	1号及び2号
3号	3号
ア及びイ	ア及びイ
ウ及びエ	(規定なし)
オ	ウ
カ及びキ	(規定なし)
4号～19号	4号～19号
第2節 法人の事業税	第2節 法人事業税
第2 課税標準の算定	第4 課税標準の算定
1 外国において事業を行う内国法人 の課税標準の算定	10 外国において事業を行う内国法人 の課税標準の算定
2	4の10
第3 2以上の道府県において行う事業に 係る課税標準の分割	第9 2以上の道府県において行う事業に 係る課税標準の分割
3	9の3
第3節 個人の事業税	第3節 個人の事業税
第4 課税標準の算定	第11 課税標準の算定
4	11の7
1号及び2号	1号及び2号

5	11の8
6	11の10
第5 申告	第12 申告
7	12の2
第4章 軽油引取税	第9章 軽油引取税
第1節 通則	第1節 通則
第1 課税標準等	第2 課税標準等
1 課税免除	12 課税免除
1号	1号
ア及びイ	ア及びイ
2号	2号
第2 徴収猶予等	第5 徴収猶予等
2	23
1号	1号
ア及びイ	ア及びイ
2号	2号
ア～ウ	ア～ウ
第2節 その他	第3節 その他
3 その他	32 その他
第5章 自動車税	第10章 自動車税
第1節 種別割	第3節 種別割
第1 税率等	第1 税率等
1	18
2	21